

伊万里市学校給食センター（仮称）整備事業  
実 施 方 針

平成16年11月10日

伊万里市

## 目次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1	特定事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	5
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者の選定に係る基本的な考え方	6
2	事業者の応募手続き	7
3	応募者の備えるべき参加資格要件	9
4	応募者の制限	10
5	応募者及び協力企業の業務遂行能力に関する資格要件	11
6	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	13
7	提案書類の取扱い	14
第3	事業者の責任の明確化等本事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1	事業者の責任の明確化等についての基本的な考え方	16
2	予想されるリスクと責任分担	16
3	本事業の実施状況の監視・監査	16
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置等に関する事項	18
1	事業予定地の立地条件	18
2	事業予定地の取得などに関する事項	18
3	本施設の要件	18
第5	事業契約(事業計画を含む)の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
第6	本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1	事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合	21
2	市の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合	21
3	市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、本事業の継続が困難となった場合	22
4	市と金融機関との間の直接契約の締結	22
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	23
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	23
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
1	議会の議決	24
2	使用言語及び単位、時刻	24
3	提案に伴う費用負担	24
4	実施方針に関する問い合わせ先	24

別添表：リスク分担表（案）

別添資料 - 1：食器仕様

別添資料 - 2：計画地案内図

別添資料 - 3：計画地求積図

別添資料 - 4：配送先学校位置図

別添資料 - 5：配送先学校及び食数リスト

別添資料 - 6：現況配送車仕様

様式 - 1：実施方針説明会参加申込書

様式 - 2：実施方針に関する質問書

様式 - 3：実施方針に関する意見書

# 第1 特定事業の選定に関する事項

## 1 特定事業内容に関する事項

### (1) 事業名称

伊万里市学校給食センター（仮称）整備事業（以下「本事業」という）

### (2) 公共施設等の管理者等の名称

伊万里市長 塚部 芳和

### (3) 事業目的

伊万里市(以下「市」という)では、昭和39年の東部地区給食センター及び北部地区給食センターを開設以降、順次中部地区及び西部地区の学校給食センターを開設し、現在まで、当該4センターから市内の全ての小・中学校(但し、滝野小・中学校は自校方式)に「安全でおいしい給食」を提供してきた。

しかしながら、既設の4ヶ所の給食センターは開設後30年以上経過したことによる老朽化が進行するなか、さらなる衛生管理の強化を推進するために市では新たな給食施設(以下「本施設」という)を整備することとなった。

本施設の整備の方法としては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という)に基づくものとし、本施設の設計、建設、維持管理及び一部の運營業務を一貫して民間事業者に委ねることにより、長期間にわたって安全でおいしい給食の提供や良好な施設の維持管理等、長期的な観点での給食の質の確保及び整備コストの縮減を本事業の目的とする。

### (4) 事業内容

本事業は、次に掲げる事項を十分に踏まえ実施するものとする。

- (ア) 本施設の整備、維持管理及び運営は、ドライシステムを基本とした学校給食衛生管理の基準(文部科学省:平成9年4月1日制定)に適合し、HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)の概念を取り入れた衛生的かつ安全なものとする。
- (イ) 本施設の設備の資材、機器及び運営備品の選定にあたっては、環境への負荷の低減に資するよう配慮したものとする。
- (ウ) 本施設の整備、維持管理及び運營業務にあたっては、防音対策、脱臭対策その他近隣者へ配慮した対策を講じる。
- (エ) 生ごみの発生及び排出を抑制し、再資源化への対応と促進を図るものとする。

## ア 事業方式

P F I法に基づき、事業者が本施設を設計及び建設し、完工後は市が本施設を所有し、事業者が本施設の維持管理業務及び一部の運営業務を実施する、B T O (Build-Transfer-Operate)方式とする。

## イ 事業期間

- (ア) 優先交渉権者決定 平成17年6月末日
- (イ) 事業契約締結 平成17年9月末日
- (ウ) 設計及び建設期間 平成17年10月から平成18年8月31日
- (エ) 維持管理及び運営期間 平成18年9月1日から平成33年8月31日  
(15年間)

## ウ 事業者の業務範囲

事業者が実施する本事業の範囲及び内容は、次に掲げるとおりとする。

### (ア) 本施設の設計及び建設業務

事業者は、次に掲げる本施設の設計、建設及び工事監理並びにこれらに付随する業務を行う。

- a 事前調査業務
- b 設計(基本設計及び実施設計)業務
- c 建設工事
- d 建設工事に伴う各種許認可申請等業務及び関連業務
- e 既存センター他解体工事(既存の4センター及び機械実習所)
- f 校舎配膳室設置工事(東山代小学校、大川小学校、伊万里中学校)
- g 工事監理業務
- h 調理設備設置業務(調理設備とは、回転釜、洗浄機等の調理及び洗浄業務を行う機器をいう)
- i 什器備品調達業務(什器備品とは、机、パソコン、キャビネット等をいう)
- j 調理備品調達業務(調理備品とは、食器\*を除く、はし、食缶、トレイ等をいう)
- k 近隣対応及び対策業務
- l 配送車調達業務

\* 食器の仕様は、別添資料-1「食器仕様」を参照のこと。

### (イ) 市による所有権の取得

事業者は、本施設の完工時において本施設の所有権を市に取得させる。

### (ウ) 本施設の維持管理業務

事業者は、維持管理及び運営期間中、本施設に関する次に掲げる維持管理業務(修繕を含む)を行う。

- a 建物維持管理業務
- b 建築設備維持管理業務
- c 調理設備維持管理業務
- d 清掃業務
- e 植栽及び外構維持管理業務
- f 警備業務

維持管理業務に係る光熱水費は、市が負担する。

(工) 本施設の運營業務

事業者は、維持管理及び運営期間中、本施設に関する次に掲げる運營業務を行う。

- a 牛乳及びパン食を除く学校給食の配送及び回収業務(配送及び回収とも本施設におけるコンテナ室と各学校配膳室の間のみ。配送車維持管理業務を含む)
- b 残渣処理業務

(オ) HACCPの導入及び運用に対する支援

エ 市が行う業務

事業者が行う業務以外は市が行う業務とする。本事業において市が行う業務は、次に掲げる業務を想定している。

- a 調理及び関連業務(献立作成、食材調達、調理、検食、洗浄、広報、給食費徴収等)
- b 牛乳、パン食の調達並びに配送業務
- c 配膳等業務(各学校配膳室と教室の間)
- d 食器の調達、保守管理業務及び再調達業務
- e 什器備品及び調理備品の保守管理業務、並びに再調達業務
- f 建築設備及び調理設備の日常点検業務
- g 本施設の大規模修繕業務
- h 建物内部の日常清掃業務

オ 本事業に関する市から事業者への支払い

(ア) 本施設の設計及び建設の代金

- a 市は、本施設の建設に係る国庫補助金が市に交付される場合には、事業者に対して、あらかじめ定める額を建設一時金として支払う。
- b 市は、維持管理及び運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち本施設の設計及び建設等に係る初期投資に相当する金額から、aに記す建設一時金を控除した額を割賦方式により支払う。

(イ) 維持管理及び運営の代金

市は、維持管理及び運営期間中、事業者に対して、本施設の維持管理及び運営に係る代金について物価変動を勘案して定める額を支払う。

カ 事業スケジュール(予定)

設計及び建設期間	平成17年10月から平成18年8月
本施設所有権取得	平成18年8月
開設準備	平成18年7月から8月
開設日	平成18年9月1日
維持管理及び運営期間	平成18年9月1日から平成33年8月31日

(5) 法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するに際しては、次に掲げる法令等を遵守すること。

ア 法令

- ・ 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ・ 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- ・ 消防法(昭和23年法律第186号)
- ・ 下水道法(昭和33年法律第79号)
- ・ 水道法(昭和32年法律第177号)
- ・ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- ・ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- ・ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- ・ 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)
- ・ 学校教育法(昭和22年法律第26号)
- ・ 学校保健法(昭和33年法律第56号)
- ・ 学校給食法(昭和29年法律第160号)
- ・ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- ・ 佐賀県建築基準法施行条例(昭和46年8月条例第25号)
- ・ 佐賀県福祉のまちづくり条例(平成10年3月条例第7号)
- ・ 佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成14年10月条例第48号)
- ・ 伊万里市環境保全条例(昭和48年3月)
- ・ 伊万里市河川をきれいにする条例(平成6年3月条例第2号)
- ・ その他の関連法令

イ 要綱及び各種基準

- ・ 学校給食衛生管理の基準(文部科学省平成9年4月1日制定)

- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月厚生省衛食85号）
- ・ 学校環境衛生の基準（文部省平成4年6月制定）

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### （1）特定事業の選定にあたっての考え方

市は、本事業を市自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に本事業が実施されると判断した場合には、本事業を特定事業として選定する。

### （2）特定事業の選定方法

特定事業の選定は、次に掲げる方法により客観的評価を行う。

#### ア 定量的評価

本事業を市自らが実施する場合の公共負担額とPFI事業として実施する場合の公共負担額を比較することにより評価する。

#### イ 定性的評価

本事業をPFI事業として実施する場合で、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の水準の向上等、一連の業務を民間事業者に委ねることにより期待される効果を定性的な観点から評価する。

#### ウ 総合評価

上記の定量的評価及び定性的評価、並びに本実施方針に関する質問、意見及び提案を総合的に勘案し、本事業をPFI事業として実施することの適否を評価する。

### （3）特定事業の選定結果の公表

市は、実施方針に基づき、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認める場合には、本事業を特定事業として選定する。特定事業の選定を行った場合には、その判断の結果を評価の内容とあわせ、速やかに公表する。なお、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。

### （4）公表の方法

前項の公表は、公告の手続きをもって行う。



## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の選定に係る基本的な考え方

#### (1) 事業者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものである。従って、民間事業者が有する豊富で幅広い事業能力やノウハウを総合的に評価して事業者の選定を行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行う。

#### (2) 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に掲げるとおりとする。但し、当該スケジュールは今後手続きの進捗に応じ具体的に定める。

日程(予定)	内容
平成16年11月10日(水)	実施方針の公表
平成16年11月19日(金)	実施方針の説明会及び現地見学会
平成16年11月10日(水) ～平成16年11月25日(木)	実施方針に関する質問受付
平成16年12月10日(金)	実施方針に関する質問に対する回答公表
平成16年12月下旬	特定事業の選定及び公表
平成17年2月上旬	募集要項等の交付
平成17年2月中旬	募集要項等に関する質問受付
平成17年3月上旬	募集要項等に関する質問に対する回答公表
平成17年5月上旬	提案書受付
平成17年5月下旬	提案書プレゼンテーション
平成17年6月下旬	優先交渉権者の決定及び公表
平成17年7月	優先交渉権者との基本協定締結
平成17年7月	優先交渉権者との事業契約に関する交渉
平成17年8月	事業契約の仮契約締結
平成17年9月	事業契約締結に関する議会の議決 事業契約締結及び公表

## 2 事業者の応募手続き

### (1) 実施方針に関する説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会を開催し、本事業の内容並びに事業者の募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について市の考え方を説明し、建設予定地の案内を行う。

説明会場では、資料を配布しないので、実施方針を持参すること。説明会の日時、開催場所及び参加申し込み方法は、次に掲げるとおりである。

なお、説明会の会場から建設予定地への移動は参加希望者が各自対応すること。

#### ア 日時及び場所

##### (ア) 実施方針説明会

日 時 平成16年11月19日(金) 13時から14時  
場 所 伊万里市役所 大会議室(4階)

##### (イ) 現地見学会

日 時 平成16年11月19日(金) 15時から16時  
場 所 伊万里市東山代町里字蕨野359-4  
集合場所 実施方針説明会にて示す。

(駐車スペースは十分確保されているが、混雑を避けるため1社1台とすること)

#### イ 参加申し込み方法

説明会への参加を希望する者は、様式1の実施方針説明会参加申込書に必要な事項を記載して、添付ファイルにて電子メールにより平成16年11月18日(木)正午までに送信すること。

なお、説明会への参加については、1社2名までとする。

説明会参加申込書提出先：伊万里市教育委員会体育保健課 PFI担当 山口

電子メールアドレス：yamaguchi-hiroyuki@city.imari.lg.jp

### (2) 実施方針に関する質問及び意見の受付

実施方針に関する質問及び意見を次のとおり受付ける。実施方針に関して質問及び意見がある者は、様式2又は3に必要な事項を記載して、添付ファイルにて電子メールにより送信すること。

口頭又は郵送、電話若しくはFAXによる質問については受付けない。

なお、当該電子メールの着信を電話にて確認すること。

・受付期間 平成16年11月10日(水)から11月25日(木)17時まで

・受付場所 伊万里市教育委員会体育保健課PFI担当 山口

電 話 0955-23-2111(内線465)

電子メールアドレス：yamaguchi-hiroyuki@city.imari.lg.jp

### **(3) 実施方針に関する質問及び意見に対する回答**

実施方針に関する質問及び意見に対する回答は、平成16年12月10日(金)に伊万里市ホームページにおいて公表する。

また、質問者から提出のあった質問及び意見のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

### **(4) 実施方針の変更**

実施方針の公表後における質問者等の質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、実施方針の変更を行った場合には、伊万里市ホームページにおいて速やかに公表し、その変更の内容が重要でスケジュールに影響を及ぼす場合には、変更後のスケジュールも示す。

### **(5) 特定事業の選定及び公表**

実施方針に基づき、本事業をPFI事業として実施することが適切であると市が認める場合には、本事業を特定事業として選定し、評価の内容とあわせ、平成16年12月下旬に公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。この公表は、公告の手続きをもって行う。

### **(6) 募集要項等の公表**

特定事業の選定をふまえ募集要項等を伊万里市ホームページにおいて公表する。

### **(7) 募集要項等に関する質問受付**

募集要項等に関する質問を受付ける。質問の方法等は募集要項等において示す。

### **(8) 募集要項等に関する質問に対する回答公表**

募集要項等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は募集要項等において示す。

### **(9) 審査**

提案の審査は、審査委員会によって、実施する。

応募者は、必要な書類を平成17年5月上旬に提出する。なお、審査に必要な書類の詳細等については募集要項等において示す。

### **(10) 提案内容に関するプレゼンテーション**

資格審査を通過した応募者から提案内容に関するプレゼンテーションを受ける。日時及び場所については募集要項等において示す。

### (11) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、審査委員会の審査結果の報告を受けて、優先交渉権者を決定し公表する。また、市は、事業者選定基準に基づく審査結果を公表する。

### (12) 基本協定の締結

市は、優先交渉権者決定後、優先交渉権者と基本協定の内容について協議を行い、本事業に関する基本協定を締結する。

### (13) 事業契約の締結

市は、優先交渉権者との間で締結した基本協定に基づき、優先交渉権者と事業契約の内容について協議を行い仮契約を締結した後、PFI法第9条に規定された事業契約の締結に関する議会の議決を経て、事業者と事業契約を締結する。

## 3 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、提案書の提出時から事業契約の締結時まで、次に掲げるアからカの全ての要件を満たす者とする。

ア 応募者は、本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という）、工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という）、建設業務を行う企業（以下「建設企業」という）、維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という）並びに市が調理した給食の配送及び回収業務を行う企業（以下「配送企業」という）により構成されることを基本とする。

イ 応募者は、複数の企業等により構成されるグループとし、基本協定締結後速やかに本事業の遂行のみを目的とした会社（以下「SPC」という）を商法（明治32年法律第48号）の定める株式会社として伊万里市内に設立する。

ウ 応募者のうち、SPCに出資するものを構成員とし、構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し又は請負うことを予定する者を協力企業という。

エ 応募者は当該応募者の構成員の中から代表者を定め、提案書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

また、応募者の代表者は、事業者の発行する株式を最も多く保有する株主でなければならない。

オ S P Cの発行する全ての株式は、構成員により事業契約終了時まで保有されなければならない。また、構成員は、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

カ 応募者の構成員及び協力企業は、提案書の提出時には、設計企業、工事監理企業、建設企業、維持管理企業、配送企業について明示し、一応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。また、参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力企業の変更は、認められない。但し、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議する。

#### 4 応募者の制限

次に掲げるいずれかに該当するものは、応募者の構成員及び協力企業にはなれないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定された者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者。民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をなし又は申立がなされている者。商法（明治32年法律第48号）第381条に基づき会社の整理の開始の申立がなされ又は会社の整理の開始が命ぜられている者。破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条に基づき破産の申立をなし又は申立がなされている者。

ウ 提案書受付締切日から事業契約締結日までのいずれかの日において、市から指名停止措置を受けた者。

エ 最近1年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者。

オ 市が本事業についてアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、市が本事業についてアドバイザー業務を委託している者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社三菱地所設計
- ・長島・大野・常松法律事務所
- ・株式会社日本プロジェクトファイナンス

なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の過半数を有し、又はその出資の総額の100分の50以上を出資し

ている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

カ 審査委員会の委員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面において関連がある者若しくは人事面において関連がある者。

## 5 応募者及び協力企業の業務遂行能力に関する資格要件

応募者の構成員及び協力企業のうち、設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務並びに配送及び回収業務の各業務にあたる者は、それぞれ次に掲げるアからオまでの要件を満たす者とする。

なお、アからオまでの要件のうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。但し、工事監理業務と建設業務については兼務することはできない。

### ア 設計企業

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件についてはいずれも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は設計業務の代表となる企業がいずれも該当すること。

(ア)市の平成17年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(平成17年度の入札参加資格審査申請(指名願い)は、平成17年1月に市財政課にて受付を予定している)

(イ)建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ)平成11年4月以降に延床面積2,000㎡以上の公共施設の設計実績(基本設計若しくは実施設計)を有していること。

(エ)平成11年4月以降に同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する、学校給食センター、調理施設を有する学校・病院等又は食品製造工場等の設計の実績を有していること。

### イ 工事監理企業

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、(ア)及び(イ)の要件についてはいずれも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は必ず1社はいずれも該当すること。

(ア)市の平成17年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(平成17年度の入札審査申請参加資格(指名願い)は、平成17年

1月に市財政課にて受付を予定している)

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 平成11年4月以降に延床面積2,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有すること。

(エ) 平成11年4月以降に同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する、学校給食センター、調理施設を有する学校・病院等又は食品製造工場等の工事監理の実績を有していること。

#### ウ 建設企業

建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、(ア)、(イ)及び(ウ)の要件についてはいずれも該当し、(エ)及び(オ)の要件は建設業務の代表となる企業がいずれも該当すること。

(ア) 市の平成17年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(平成17年度の入札参加資格審査申請(指名願い)は、平成17年1月に市財政課にて受付を予定している)

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づき、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 市の建築工事等入札参加者の資格においてA等級であること。

(エ) 平成11年4月以降に延床面積2,000㎡以上の公共施設を元請として施工した実績を有していること。但し、共同企業体での施工の場合は、構成比率が50パーセント以上を有する施工実績であること。

(オ) 平成11年4月以降に同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する、学校給食センター、調理施設を有する学校・病院等又は食品製造工場等の建設の実績を有していること。

#### エ 維持管理企業

維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、(ア)の要件についてはいずれも該当し、(イ)の要件は維持管理業務の代表となる企業が該当すること。

(ア) 市の平成17年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(平成17年度の入札参加資格審査申請(指名願い)は、平成17年1月に市財政課にて受付を予定している)

(イ)平成11年4月以降に同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する、学校給食センター、調理施設を有する学校・病院等又は食品製造工場等の維持管理の実績を有していること。

オ 配送企業

・学校給食センター等にて温度管理に配慮した食品物等の配送及び回収業務の実績を有していること。

## 6 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

### (1) 審査委員会の設置

市は、学識経験者及び市職員等で構成する「伊万里市学校給食センター(仮称)整備事業提案審査委員会」(以下、「審査委員会」という)を設置する。

また、応募者の構成員及び協力企業が、優先交渉権者の決定前までに、審査委員会の委員に対し事業者選定に関して自己の有利になる目的のため接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

### (2) 審査に関する基本的な考え方

審査委員会は、応募者が提出する提案書を対象に審査を行う。市は、審査委員会の評価を踏まえ、最もすぐれた提案を行ったものを優先交渉権者として決定する。事業者選定基準は、募集要項等において示す。

### (3) 審査手順

審査はあらかじめ定めた事業者選定基準に従って実施する。審査においては、市の財政負担の総額、技術的要件の適合性、本施設の維持管理に関する提案、学校給食の配送及び回送に関する提案、並びに本事業の実施の確実性等について、審査委員会が総合的に評価する。なお、各審査の主な手順は、次に掲げるとおりとする。

ア 資格審査

参加表明書と併せて提出された資格審査書類を基に、募集要項等で示した参加資格要件についての確認審査を行う。

イ 提案書審査

資格審査を通過した者の提出した提案書における提案内容に対して総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行ったものを優先交渉権者とする。審査にあたってはプレゼンテーションを実施し、提案書の内容について説明を受ける機会を設ける。なお、審査事項は、次に掲げるとおりであり、審査基準等の詳細については、募集要項等において示す。



- ・本施設の設計及び建設に関する事項
- ・本施設の維持管理に関する事項
- ・学校給食の配送及び回収に関する事項
- ・資金調達及び事業収支に関する事項
- ・本事業の実施体制に関する事項
- ・提案価格に関する事項

#### (4) 優先交渉権者の決定及び公表

市は、審査委員会の審査結果の報告を受けて、優先交渉権者を決定し、公表する。

なお、優先交渉権者との間で基本協定及び事業契約に関する協議を行い、協議が整わない場合には、市は次点交渉権者との間で基本協定及び事業契約に関する協議を行う。

#### (5) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び選定において、最終的に応募者がいない、又はいずれの応募者の提案も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

## 7 提案書類の取扱い

### (1) 著作権等

応募者の提案書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。但し、市が当該応募者の提案書類を公表、展示その他市が本事業に関して必要と認める用途に用いる限りにおいて、応募者は、市がこれを無償で利用することを許諾する。この場合、市は、上記目的に必要な範囲で、提案書類に含まれる著作物の全部又は一部を変更、切除又は改変できるものとし、応募者はその著作者の人格権を行使しない。

応募者は、提案書類が第三者の著作権を侵害するおそれがないことを保証し、万が一、提案書類の利用により市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償する。

また、市は、事業契約の締結に至らなかった応募者の提案書類及び提案書類に含まれる著作物については、本事業の事業者選定の審査結果に関する公表の目的以外には使用しない。なお、応募者から提出を受けた書類は、応募者には一切返却されない。

### (2) 特許権等

応募者が、第三者の特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の知的財産権

の対象となっている工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する一切の責任は、当該応募者が負う。万が一、これにより市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償する。

### 第3 事業者の責任の明確化等本事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 事業者の責任の明確化等についての基本的な考え方

応募者の提案を基に、事業契約に規定された本施設の設計、工事監理、建設、所有権取得、維持管理、及び運営業務は、事業者の責任において履行する。

但し、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途協議の上、事業契約において定める。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

##### (1) 基本的な考え方

市と事業者は、事業契約に従い、誠意をもってそれぞれの義務を履行する。本事業においては、「リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを負担する」との考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い本事業に関するサービスの提供を目指す。

##### (2) リスクの分類とその分担

予想されるリスクとその分担については、別添表「リスク分担表」による。具体的な詳細事項については、実施方針に関する質問及び回答等の結果を踏まえ、募集要項等において示す。

#### 3 本事業の実施状況の監視・監査

##### (1) モニタリングの内容及び時期

市は、事業者が実施する本施設の設計、工事監理、建設、維持管理、及び運営業務につき、定期的に、及び必要に応じて随時、監視及び監査を実施することができる。

##### ア 基本設計及び実施設計時

市は、事業者によって行われた設計が、事業契約において定められた性能及び水準を満たしているか否かについて確認を行う。

##### イ 建設時

事業者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される工事監理者を設置し工事監理を行い、適宜、建設及び工事監理の状況について市の確認を受ける。

また、事業者は、市が要請した場合には、建設の事前説明及び事後報告、並

びに工事現場での施工状況の確認を行う。

**ウ 完工及び本施設引渡し時**

市は、本施設が事業契約において定められた性能及び水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、本施設が事業契約において定められた性能又は水準を満たしていない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。

**エ 維持管理及び運営開始後**

市は、維持管理及び運営開始後において、定期的に本事業の維持管理及び運営の実施状況を確認することができる。また、事業者は、毎年度、公認会計士又は監査法人による監査を経た財務の状況について、市に報告する。

**オ 事業契約終了時**

市は、事業契約の終了時に、本施設が事業契約において定められた性能及び水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、本施設が事業契約において定められた性能又は水準を満たしていない場合には、市は、補修又は改善を求めることができる。

**(2) モニタリングの具体的な方法及び内容**

市が行う監査及び監視の具体的な方法及び内容については、募集要項等において公表する。

**(3) 市が行うモニタリングに係る費用**

市が行う監査及び監視に係る費用は、原則として市が負担する。

**(4) モニタリングに基づく是正勧告等**

市によるモニタリングの結果、事業者が事業者の責めに帰すべき事由により事業契約上の事業者の義務に違反した場合（本施設の性能若しくは水準又は維持管理若しくは運営に係わる業務の水準が、事業契約に定められた性能又は水準を満たしていない場合を含む）又はそのおそれがある場合には、市は、事業者に対し是正勧告を行い、一定期間内に是正策の具体案を作成させ実施を求めることができる。また、この場合、市は、事業契約で定められた条件に従って事業者に対して支払うべき対価につき減額等を行うことができる。

対価の減額等の詳細については、募集要項等において提示する。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置等に関する事項

### 1 事業予定地の立地条件

事業予定地	伊万里市東山代町里字蕨野359-4他
所有者	伊万里市（普通財産）
敷地面積	7,652.52㎡
用途地域	都市計画区域内（用途地域無指定） 建ぺい率：60% 容積率：200%
インフラ整備状況	インフラ整備状況と処理方法の概要は以下のとおり。  ・上水道 国道204号線歩道下に200mmが埋設されている。 ・汚水排水 敷地内処理を行い河川または海へ放流。 ・雨水排水 河川または海へ放流。

\* 別添資料 - 2「計画地案内図」、別添資料 - 3「計画地求積図」を参照のこと。

### 2 事業予定地の取得などに関する事項

市は事業予定地を、建設期間中事業者は無償で貸与する。

### 3 本施設の要件

#### （1）基本的な考え方

本施設については衛生的かつ機能的なものとし、ドライシステムを基本とした汚染区域、非汚染区域が明確となる配置としHACCPの概念を取り入れた確実な衛生管理に対応した施設及び設備とする。

#### （2）施設内容

本施設に必要な諸室は、次に掲げるとおりとする。なお、市として本施設に要求する機能水準については、募集要項等で示す。

区 分		必要な諸室
本体施設	給食エリア	検収室、食品庫、冷蔵庫、冷凍庫、下処理室、乾物・調味料庫、卵処理室、計量室、調理室、焼物・揚物室、特別調理コーナー、和え物室、米庫、炊飯室、コンテナ室、洗浄室、配送前室、準備室、油庫、器具洗浄室
	事務エリア	事務室、会議室、倉庫、空調機械室、洗濯室、調理員用休憩室（男・女）、調理員用更衣室（男・女）、事務職員更衣室（男・女）、シャワー室、事務職員用便所、外来用便所、調理員用便所、運転手用トイレ、調理実習室
	そ の 他	玄関ホール、調理見学スペース、プラットホーム
付 帯 施 設		駐車場、運転手控室、廃棄物庫、排水処理施設、受水槽、残渣処理室

### （３）施設規模

1日あたり6,100食（最大供給食数7,000食）が無理なく供給できる施設とする。

### （４）提供先学校数

本事業の対象となる配送先と食数の一覧表については別添資料4 - 「配送先学校位置図」及び別添資料5 - 「配送先学校及び食数リスト」のとおりである。

### （５）配送に関する参考資料

別添資料6 - 「現況配送車仕様」を参照のこと。

### （６）年間稼働日数

既設給食センターの過去の稼働実績は、次に掲げるとおりである。

（日）

名称	H13年度	H14年度	H15年度
北部センター	195	194	197
中部センター	195	194	197
東部センター	195	194	197
西部センター	195	194	197

### （７）参考資料の配布

実施方針説明会場にて、「計画地現況図」、「解体関連参考資料」及び「地質調査参考資料」を配布する予定である。希望者は様式1の実施方針説明会参加資格申込書の配布希望欄に記入すること。

## **第5 事業契約（事業計画を含む）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

事業契約（事業計画を含む）の解釈について疑義が生じた場合には、市及び事業者は、誠意をもって協議する。

事業契約に関する紛争（事業契約の解釈に関する紛争を含む）については、佐賀地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第6 本事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業契約に基づく本事業の継続が困難となった場合には、次に掲げる措置を講ずる。詳細は、事業契約で規定する。

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合

#### (1) 是正勧告及び対価の減額

事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が事業契約上の事業者の義務に違反した場合（本施設の性能若しくは水準又は維持管理若しくは運営に係わる業務の水準が事業契約に定められた性能又は水準を満たしていない場合を含む）又はそのおそれがある場合には、市は、事業者に対し是正勧告を行い、一定期間内に是正策の具体案を作成させ実施を求めることができる。また、この場合、市は、事業契約で定められた条件に従って事業者に対して支払うべき対価につき減額等を行うことができる。

#### (2) 事業契約の解除

次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、市は、事業者に対し書面による通知の上、事業契約を解除することができる。

- ア 上記(1)で規定された場合に一定期間内に事業者の義務違反が是正されないこと。
- イ 事業者に関し、支払の停止があったこと、又は特定調停、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立があったこと若しくはこれらの手続が開始されたこと。
- ウ 事業者の責めに帰すべき事由により事業契約上の事業者の債務が履行不能となったこと。
- エ その他事業者側の事由により本事業の継続が困難となったこと。
- オ その他事業契約で規定される事由が発生したこと。

#### (3) 違約金及び損害賠償金の支払

上記(2)の規定により市が事業契約を解除した場合には、事業者は、事業契約に定める違約金及び損害賠償金を市に支払う。

### 2 市の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により、市が事業契約上の市の重大な義務に違反し一定期間内に当該違反が是正されない場合又は事業契約上の市の債務が履行不能となった場合には、事業者は、市に対し書面による通知の上、事業契約を解除することが



できる。この場合、市は、事業契約に定める損害賠償金及び所定の金額を事業者に支払う。

### **3 市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、本事業の継続が困難となった場合**

不可抗力等、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、事業契約の規定に従い、市及び事業者は事業継続の可否について協議の上、当該協議で合意された適切な措置をとる。当該協議が事業契約で規定された期間内に整わない場合には、市は、事業契約を解除することができる。この場合、市は、原則として当該解除により事業者が発生した損失を補償する。

### **4 市と金融機関との間の直接契約の締結**

市は、本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者と資金提供を行う金融機関との間で直接契約を締結する。

## **第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次に掲げるとおりである。

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

#### **(1) 国庫補助金**

市は、本事業において教育施設建設に係る国庫補助金の支給を受けることを前提としているため、事業者は国庫補助金申請に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

#### **(2) その他の財政上又は金融上の支援**

事業者が本事業を実施するにあたり、国庫補助金以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれらの支援を事業者が受けられるよう協力する。

市は、事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

本事業に関する債務負担行為の設定に関する議案を平成17年第1回定例会(3月議会)に、及び事業契約の締結に関する議案を平成17年第3回定例会(9月議会)に、それぞれ提出する予定である。

### 2 使用言語及び単位、時刻

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 3 提案に伴う費用負担

本事業の募集に参加するために応募者に発生した費用は、全て当該応募者の負担とする。

### 4 実施方針に関する問い合わせ先

伊万里市教育委員会体育保健課 PFI担当 山口  
〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1  
電話 0955-23-2111(内線465)  
FAX 0955-23-6113  
ホームページ <http://www.city.imari.saga.jp>  
電子メールアドレス: yamaguchi-hiroyuki@city.imari.lg.jp

以上